

11 認可外保育施設

認可保育所以外にも、認証保育所等の認可外保育施設があります。申込み方法・空き状況等については、各施設へ直接ご確認ください。狛江市外の認証保育所等の認可外保育施設もご利用可能です。

★認証保育所（狛江市内）

東京都独自の設置基準を満たしており、都が認証している保育施設です。原則13時間以上の開所、0歳児からの入園が可能です。認可保育所と認可外保育施設を併用する「二重保育」の解消につながる他、これまでの認可保育所では応えきれなかった保育ニーズを、利用者がそれぞれの生活スタイルに合わせて選択できる施設です。市内には3施設あります。

※令和6年4月1日の予定情報です。今後、事業者の都合等により、変更となる場合があります。

施設名	所在地 電話	定員及び 保育年齢	利用料		開所時間
			基本保育料（月 額）	その他	
木下の保育園 和泉多摩川	東和泉4-2-3 5438-3581	21名 0歳～2歳児	0歳児 55,000円～ 1歳児 54,000円～	入園料 25,000円 ※超過料金あり	月～土 7:00～20:00
木下の保育園 狛江	元和泉1-1-2 3430-0422	24名 0歳～2歳児	2歳児 53,000円～		月～土 7:30～20:30
【選考方法】木下の保育園の入園内定の選考は抽選となります。抽選結果のお問合せにつきましては、ご遠慮ください。					
一の橋こどもの家	岩戸南1-3-12 ミラドールーの橋1階 3430-7019	35名 0歳～5歳児	0歳児 43,000円～ 1歳児以上 40,000円～	雑費 12,000円 ※補助食・時間外保 育料は別途料金	月～土 7:00～21:00
【選考方法】子ども・子育て関連3法に基づき、認可保育園入所基準と同様「保育が必要な児童」を優先しています。但し、雇用状況を確認し認証保育の特色でもある13時間保育を利用しなければならない勤務者を選考しています。子育て中は常勤が困難な場合があるため、短時間労働も認めています。					

市外の認証保育所についても、各施設へ直接お申込みができます。詳細は、各区市のホームページ等をご参照ください。

★家庭福祉員（保育ママ）

保育士等の資格がある方や専門の研修を受けた方が家庭的な環境で保育をする保育サービスです。

※令和6年4月1日の予定情報です。今後、事業者の都合等により、変更となる場合があります。

家庭福祉員	所在地 電 話	定員及び 保育年齢	利用料		開所時間
			基本保育料（月 額）	その他	
柳沢 芳子さん	東和泉 1-26-19 3489-6168	3名 3歳未満	40,000 円 雑費 2,000 円	食事は原則として保護者が用意してください。 ※超過料金あり	月～金 原則として8時間 (8:30～ 17:30の間)
白川 佳子さん	駒井町3-32-17 3488-9323	3名 3歳未満			月～金 原則として8時間 (8:00～ 17:30の間)

・当保育サービスは、狛江市民のみ利用可能なものです。

★その他の認可外保育施設

上記以外にも、東京都へ届け出て運営している認可外保育施設等があります。都内の認可外保育施設については、東京都福祉局のホームページをご参照ください。

URL：<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/>

★認証保育所等入所児童保護者への負担軽減補助金

認証保育所や家庭福祉員等の認可外保育施設を利用している保護者の方に、保育料の一部を市が補助します。以下の全ての要件を満たす方が対象です。

- ① 市内に住民登録があり、次に該当する児童を扶養していること。
 - 【利用者支援】 当該年度の4月1日現在の満年齢が2歳以下である児童。ただし、生活保護世帯又は当該年度市区町村民税非課税の世帯を除く。
 - 【多子世帯支援】 当該年度の4月1日現在の満年齢が5歳以下の児童で、当該児童が子どもの年齢を問わず第2子以降であること。
- ② 上記児童が保育を必要としていること。
- ③ 認証保育所等の認可外保育施設（東京都外の施設を含む）においては月120時間以上の月極利用契約、家庭福祉員においては月極利用契約を締結していること。
- ④ 該当月の1日に在籍していること。
- ⑤ 保育料の滞納がないこと。

申請期間 ・1期（4～9月分）令和6年9月2日（月）～9月30日（月）
 ・2期（10～3月分）令和7年3月3日（月）～3月31日（月）

※市内の認証保育所及び家庭福祉員通所世帯へは、申請時期になりましたら各施設からご案内いたします。その他認可外保育施設（東京都等へ届け出ている施設）へ通所されている世帯は、お手数ですが、市役所3階児童育成課幼児教育・保育係まで持参か郵送でお手続きください。

補助金の額

【利用者支援】 対象：2歳児クラス以下の児童（無償化を受けている世帯を除く。）

世帯ごとの市区町村民税所得割額	補助金額／月
77,100円以下の世帯	15,000円
211,200円以下の世帯	11,000円
256,300円以下の世帯	7,000円

※表中の市区町村民税額は配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除を適用する前の税額です。

【多子世帯支援】 対象：第2子以降の児童

対象世帯			補助金額／月
0～2歳児	当該年度市区町村民税課税世帯	第2子以降	27,000円
	当該年度市区町村民税非課税世帯	第2子以降	25,000円
3～5歳児		第2子以降	20,000円

上記補助金の額（利用者支援と多子世帯支援の合計）と実支出額（無償化による補助額を除く）を比較していずれか低い額が交付されます。

○無償化の対象は「保育が必要」な以下の利用者のみです。

**対象者：①3歳から5歳まで（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間）
の全ての子ども**

②0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども

（4～8月までは前年度課税状況、9～3月までは当該年度課税状況で判定します）

上記対象者のうち、認可保育所（地域型保育事業を含む）の入所申請をし、既に認定を受けている方（以下の①②の方を除く）は、新たな申請は必要ありません。

①育児休業を延長される方は、無償化の対象となりません。**復職された場合は、復職日の入った就労証明書をご提出ください。**無償化の「みなし認定」を行います。

②求職活動を理由に申請いただいた方は、2ヶ月間のみの認定となります。

それ以降は無償化の認定申請を行ってください。その場合、求職活動を理由とした申請はできません。

申請方法は、以下のとおりとなります。**ご自身の利用希望日より前まで**にご提出ください。（郵送可・必着）
<提出書類>

1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）

2. 以下のいずれかの添付書類

★「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があります★

- (1) 居宅外労働（外勤・居宅外自営）及び居宅内労働（居宅内自営・内職）に従事する方
→週3日以上かつ週12時間以上の就労を常態としている方
- (2) 病気や障がいがある方 →1ヶ月以上の入院、常時病臥・感染症、障害者手帳をお持ちの方、
保育が困難と記載の診断書をお持ちの方
- (3) 介護にあっている方 →週3日以上かつ日中週12時間以上の付添い・居宅外介護を行っている方
または、保育にあたることのできない程度の居宅内介護を行っている方
- (4) 就学している方 →日中、週3日以上かつ週12時間以上、一定の要件を満たす学校等への就学又は
通所を常態としている方
- (5) 出産予定の方（出産予定月及びその前後2ヶ月の5ヶ月以内）
→出産前後の休養のため保育にあたることのできない方
- (6) 求職活動中の方（2ヶ月以内）→求職活動のため、日中外出を常態としている方
- (7) 災害にあわれた方 →火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることのできない方

上記内容に対して、以下の該当する書類を添付してください。（両親ともにア～クのいずれかが必要）

ア 外勤・内勤	就労証明書（市指定様式あり・会社に記入してもらう。）
イ 自営業・親族経営会社勤務	就労証明書（市指定様式あり・会社又はご自身で記入。添付書類は様式を確認してください。）
ウ 就労内定の方	就労証明書（市指定様式あり・会社に記入してもらう。）
エ 病気や障がいがある方	障害者手帳の写し・診断書等（ご相談ください。）
オ 介護にあっている方	介護を証明する書類（介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳の写し、診断書等）と1週間の介護スケジュール表
カ 就学	就学を証明する書類（在学証明書等）と1週間の就学スケジュール表
キ 出産予定	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）
ク 求職活動中の方	就労確約書（市指定様式あり・ご自身で記入。添付書類は様式を確認してください）

★様式データは、市HP（<https://www.city.komae.tokyo.jp>）に

掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

ホーム > 子育て・学び > 保育園・幼稚園 > 保護者様向け(保育園) > 幼児教育・保育の無償化について

狛江市役所 無償化 検索

【利用料無償化の流れ】

- ①無償化対象者となるための認定を受ける。(表面参照)
- ②無償化対象施設を利用する。
(無償化対象施設かどうかは、利用先の施設または施設が所在する自治体へお問合せください。)
- ③利用料を、お住まいの自治体(狛江市)へ請求する。(以下参照)

請求の方法



※施設等利用費の支払方法は、「償還払い」となります。利用する施設に利用料を支払い、狛江市に施設等利用費を請求します。その後、狛江市から施設等利用費が支払われます。

※償還払いの時期は年4回です。①4～6月【提出締切：7月末、振込：8月末】、②7～9月【提出締切：10月末、振込：11月末】、③10～12月【提出締切：1月末、振込：2月末】、④1～3月【提出締切：4月末、振込：5月末】それぞれの期間が終了しましたら、請求の手続きをお願いいたします。

※無償化の対象となる施設等利用費は、保育料のみです。通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の方の負担となります。

★請求方法は、市HPをご覧ください。

○無償化となる対象施設・事業は併用することができます。

<併用可の施設>

- ・認可外保育施設(認証保育所・家庭福祉員) ・一時保育事業 ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 ・ベビーシッター ・障がい児通所支援事業 など

<上記施設との併用不可の施設>

- ・認可保育所(地域型保育事業含む) ・認定こども園 ・幼稚園(一部の預かり保育事業含む)
- ・企業主導型保育事業

ご不明な点は、お問い合わせください。⇒ 狛江市役所 03-3430-1111 (代表)

- 認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設(認証保育所等)、一時保育事業、幼稚園、認定こども園について ⇒ 狛江市児童育成課幼児教育・保育係(内線2316・2317・2328・2398)
- 一時保育事業(家庭福祉員宅)、ファミリー・サポート・センター事業について ⇒ 狛江市子ども発達支援課(03-5761-9012)
- 病児保育事業について ⇒ 狛江市子ども政策課企画支援係(内線2312)
- 障がい児通所支援事業について ⇒ 狛江市福祉相談課相談支援係(内線2280)